

改正

平成24年3月23日条例第6号

洲本市企業誘致条例

洲本市産業振興奨励条例（平成18年洲本市条例第140号）の全部を改正する。

（目的）

**第1条** この条例は、企業誘致の促進のために必要かつ効果的な奨励措置を定め、もって本市における産業の振興、雇用の増大及び地域経済の活性化を図り、市勢の発展に資することを目的とする。

（定義）

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 事業所 固定資産税の課税客体となる土地又は家屋若しくは償却資産を有するものであって、常時従業員を雇用し、営利を目的として継続的に経済活動を行うもの（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の適用を受けるものその他善良な風俗を害するおそれのあるものを除く。）をいう。
- （2） 事業所の新設 市内に既存の事業所を有しない者が、新たに市内に事業所を設置すること又は市内に既存の事業所を有する者が、当該事業所の活動を継続したまま、相当な距離において新たに市内に事業所を設置することをいう（他者が所有する事業所で、廃止され、又は休止しているものの取得を含む。次号及び第4号において同じ。）。
- （3） 事業所の拡張 市内に既存の事業所を有する者が、当該事業所の活動を継続したまま、当該事業所の敷地内又は隣接した土地に事業所を拡張することをいう。
- （4） 事業所の移設 市内に既存の事業所を有する者が、当該事業所を廃止して、市内の他の土地に事業所を設置することをいう。
- （5） 投下固定資産額 事業所の新設、拡張又は移設のために取得した家屋及び償却資産に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第9号の固定資産課税台帳に登録された価格をいう。
- （6） 正規雇用従業員 新設、拡張又は移設した事業所の操業開始に伴い、当該事業所の常時雇用従業員として雇用されている者をいう。
- （7） 市内在住従業員 正規雇用従業員のうち、本市の住民基本台帳に記録されている者をいう。

（事業所の指定）

**第3条** この条例に基づく奨励措置を受けようとする者は、事業所の新設、拡張又は移設について、あらかじめ市長に協議し、その指定を受けなければならない。

2 前項の指定は、投下固定資産額が5,000万円以上であって、事業所の新設、拡張又は移設がこの条例の目的に適合していると市長が認めたときに行うものとする。

3 市長は、洲本市企業誘致審査会（以下「審査会」という。）を設置し、第1項の指定をしようとするときは、その意見を聴くものとする。

4 審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

5 第2項の規定にかかわらず、市長は、投下固定資産額が10億円以上の場合は、市議会の議決を経て、指定をするものとする。

（奨励措置）

**第4条** 市長は、前条の指定に係る事業所（以下「指定事業所」という。）の操業開始以後最初に固定資産税を賦課された年度から5年間に限り、次に掲げる額を限度として、予算の範囲内で奨励金を交付することができる。ただし、他の法令又は条例等の規定により課税を免除される期間がある場合は、当該期間内は奨励金を交付しないものとする。

（1） 事業所の新設の場合 各年度の固定資産税額に相当する額

（2） 事業所の拡張の場合 拡張した部分に係る各年度の固定資産税額に相当する額

（3） 事業所の移設の場合 各年度の固定資産税額の2分の1に相当する額

2 市長は、指定事業所の操業開始時に新たに雇用された者で、1年以上継続して雇用された市内在住従業員があるときは、当該市内在住従業員の人数に30万円を乗じて得た額を雇用奨励金として、1,000万円を限度に1回限り予算の範囲内で交付することができる。

3 市長は、指定事業所の正規雇用従業員が10人以上で、市内在住従業員が半数を超え、かつ、新たに建築した事業所の床面積が1,000平方メートルを超えるときは、1,000平方メートルを超える部分の床面積（単位は平方メートルとし、1平方メートル未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）に1万円を乗じて得た額を奨励金として、1,000万円を限度に1回限り予算の範囲内で交付することができる。

（奨励措置の申請）

**第5条** 第3条の指定を受けた者（以下「指定を受けた者」という。）は、奨励金の交付を受けるため、それぞれの奨励金の額が確定した時から1年以内に、市長に申請しなければならない。

2 指定を受けた者が、前条第1項の奨励金の交付を受けようとするときは、年度ごとに前項の申請をしなければならない。

3 市長は、第1項の申請があったときは、奨励措置の内容を決定し、その旨を指定を受けた者に通知しなければならない。

4 市長は、前項の決定をするに当たり、必要な条件を付することができる。

(届出の義務)

**第6条** 指定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 指定事業所の新設、拡張又は移設に係る計画を変更したとき。

(2) 指定事業所の新設、拡張又は移設に係る工事に着手したとき。

(3) 指定事業所が操業を開始したとき。

(4) 指定事業所が操業を廃止又は休止したとき。

(5) 合併、事業譲渡その他の理由によりその事業主が変更したとき。

(6) 指定事業所が第3条第2項の基準に該当しなくなったとき。

(7) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成し得ない事由が生じたとき。

(指定の取消し)

**第7条** 市長は、指定事業所又は指定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

(1) 指定事業所における事業を廃止若しくは休止したとき又は指定事業所における事業が廃止若しくは休止の状況にあると認めるとき。

(2) 第3条第2項の基準に該当しなくなったとき。

(3) 市税、使用料その他の公課を滞納したとき。

(4) 法令、条例又は市長の指示する事項に違反したとき。

(5) 偽りその他不正の行為により、奨励措置を受け、又は受けようとしたとき。

(6) 第1条の目的を達成し得ないと認めたとき。

(7) 前各号に掲げる場合のほか、市長が公益上不適当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により指定を取り消した場合において、既に交付した奨励金があるときは、その全部又は一部の返還を命じることができる。

(地位の承継)

**第8条** 合併、事業譲渡その他の理由により指定を受けた者に変更が生じたときは、指定事業所が事業を継続する場合に限り、指定事業所を承継する者に対し、残存期間において奨励措置を行うことができる。

(報告及び調査)

**第9条** 市長は、指定事業所に対し、施設の設置、雇用等の状況について報告を求め、又は実地に調査することができる。

(委任)

**第10条** この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

**附 則**

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

**附 則** (平成24年3月23日条例第6号)

この条例は、平成24年7月9日から施行する。